

1999年(平成11年)1月26日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 長谷川 昇

情報公開請求の一部非公開処分に関する異議申立てについて(答申)

1998年(平成10年)3月2日付けで諮問された「藤沢市鵜沼松が岡三丁目6703-306(401)、藤沢市鵜沼松が岡四丁目6735-3、29(402)における建築事業計画の『確認申請書審査カード』」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「藤沢市鵜沼松が岡三丁目6703-306(401)、藤沢市鵜沼松が岡四丁目6735-3、29(402)における建築事業計画の『確認申請書審査カード』」(以下「本件文書」という。)のうち非公開とした部分は、全部公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、1997年(平成9年)12月12日に、藤沢市長に対し、本件文書について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、閲覧等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年12月24日付けで、異議申立人に対し一部非公開の決定を行った。
- (3) 異議申立人は、1998年(平成10年)2月17日付けで、藤沢市長に対し一部非公開とした処分の取消を求める異議申立てを行った。

- (4) 藤沢市長は、同年3月2日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件文書について1997年(平成9年)12月24日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分を取消を求め、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市長が、本件文書の非公開部分は、設計者の考案・計算式に関する情報等技術上のノウハウに関する情報が記載されており、法人の当該事業に関する情報であって公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えるおそれがあるとして、条例第6条第1項第2号に該当するとして一部非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び適用を誤っている、というものである。

市民が、地域の環境保全、文化としての地域特性の継承の視座から、行政の意思、事業者と行政との間の意思の疎通等を確認、考察し、必要な場合是正を求めることは許容されるものであり、今回の市の対応は条例第1条並びに第3条第1項及び第3項の規定に乖離し、第6条本文の規定を拡大解釈したものである。

建築確認申請書（以下「申請書」という。）の図書類は、事業主等からの提供情報を援用することにより公開されているも同然とすることも可能であり、むしろ公開することは、企業の倫理、環境への貢献が厳しく問われる時代にあっては、結果責任を確実に引き受ける意思の表明ともなり、事業者、行政ともが評価される要件の一つになるとも思われ、確認申請書審査カード（以下「審査カード」という。）の非公開理由には十分な意味、合理性、正当性を見出せない。

本件文書の「抵触条項」及び「注意事項」部分の情報の提供がなされないことは、市民に何らかの不利益をもたらす可能性への懸念があり、とりわけ「抵触条項」については、時代の責務と思われる行政の「説明責任」の視点からも、情報一部公開承諾決定通知書のいうところの「公開することができない部分」の範ちゅうに含まれるべきではない。

4 実施機関の職員（建築指導課職員）の説明要旨

(1) 審査カードの内容と目的

審査カードは、申請書が提出された際申請様式第1面の上に添付し、建築確認処分等の決裁区分及び建築物の完了検査に至るまでの手続きの経過を記載するものである。

建築確認処分等は、申請に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かを審査し、その処分を明らかにしなければならない。審査カードはその審査の際、申請の記載事項及び添付図書の内容について法令の規定に適合するかどうか決定できない場合など、その内容、工法等の指摘事項について審査意見として、構造、意匠別に記載するためのものである。

このように審査カードは、申請書を審査する上での様式にあたり、審査する側の建築主事から申請者側の代理人及び設計者に対し指摘事項を円滑に伝え、手続きを効率的に行う付属書類である。

(2) 非公開とする理由

本件文書には、設計者の考案・計算式に関する情報等技術上のノウハウに関する情報が記載されており、法人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えるおそれがある。

また、審査カードの審査意見については、建築主事が法令の規定に適合するか否かを判断するためのものであることから、仮に公開した場合には、法令の規定に抵触する計画部分の指摘等設計者の信用上不利益になることから対外的には知られたくない情報が公開されてしまうことになる。このことは設計者の人格上及び財産上の権利を侵害することになり、また添付図書は、著作権の目的として保護されるべき著作物であることから、これらを公開すれば法人に不利益を与えることは明らかである。

以上のことから、本件文書非公開部分は、条例第6条第1項第2号に該当する。

なお、申請書の図書の公開は、建築基準法第93条の2（確認の申請書に関する図書の閲覧）の規定により、建築計画概要書に記載される付近見取り図、配置図及び建築計画の概要の範囲に限定されている。

5 審査会の判断理由

(1) 本件文書の性格

本件文書は、申請書の審査に当たっての建築主事の指摘事項、建築主事が設計者の考え方、計画等説明を受けようとする内容等が記載され、あわせて、建築物の完了検査に至るまでの手続きの経過が記載されたもので、建築主事が職務上作成した文書である。

(2) 非公開理由の存否

実施機関は、条例第6条第1項第2号に該当することを理由に、本件文書中抵触条項、審査意見、検査意見、注意事項の各欄の記載部分を非公開とした。

条例第6条第1項第2号は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えるおそれのあるもの、を掲げている。これは、法人等の事業活動上の利益は、情報公開制度の下においても保護される必要があることから、法人等に不利益を与える情報を適用除外事項として規定したものである。なお、この場合不利益は現実的、具体的であってかつ客観的に明白であることが必要であると解される。

そこで、本件文書非公開部分の条例第6条第1項第2号該当性については、本件文書の非公開部分の公開が実施機関の非公開とする理由のとおり当該法人等に著しい不利益を与えるおそれがあるか否かを判断することとする。

まず、本件文書は建築行政に関し行政の判断を示した文書であるが、行政がいかなる判断に基づきどのような判断を下したのかは、特段の支障がない限り、本来市民に公開すべき性格のものである。

実施機関は、非公開の主たる理由として、本件文書には設計者の考案・計算式に関する情報等技術上のノウハウに関する情報が記載されており、法人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人に著しい不利益を与えるおそれがあるため、としている。しかしながら、本件文書非公開部分について個別、具体的に審査したところ、記述は断片的なものが多く、申請書に対する評価等もその対象を具体的に記述したのではないので、当該法人側の図形、アイデアなどが直ちに観取され、そのまま他に伝わるといようなことは考えにくいし（審査カードの記載だけで申請内容を判断することの困難性については、実施機関の職員も認めている。）、当該法人の営業活動に直接障害を及ぼすと思われるものもなく、少なくとも著しい不利益をそれ自体からは生じないものと考えられる。

次に実施機関は、本件文書非公開部分のうち、指摘事項の公開により設計者の能力が疑われ、ひいては、顧客からの信用を落とし著しい不利益を与えるおそれがあると主張する。これについては、極めて初歩的なミスが明らかな場合等で多少信用を落とす場合も考えられるが、本件文書の場合、申請内容不備の指摘も最終的にはそれらの不備が補われ、疑問点が解消されたものであり、審査の途中で指摘事項があったということのみをもって、直ちに当該法人の信用失墜につながるとは言えないので、これを公開しても、明らかに不利益を与えるものということとはできない。

さらに実施機関は、本件文書非公開部分の公開は、著作権の目的として保護されるべき著作物である申請書の添付図書の公開につながり、法人に不利益を与えることは

明らかであると主張している。これについては、本件文書が建築確認の申請者側が作成した図書に関する文書であるので、著作権との係わりを全面的に否定することはできないが、本件文書のような審査カードは行政機関が作成した文書であり、建築確認申請者が作成する図書類とは基本的に性格が異なるものであり、また先に述べたとおり、公開が直ちに申請書の添付図書の公開につながるものとも考えられない。

なお、建築基準法第93条の2の規定（確認の申請書に関する図書の閲覧）対象の文書ではないことのみをもって非公開とすることは、本件文書を申請書の付属書類と認めても、対象文書以外の公開を禁止する規定でない以上認められない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
1998 ・ 3 ・ 2	・ 諮問
3 ・ 11	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
3 ・ 24	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
3 ・ 26	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
4 ・ 10	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
4 ・ 14	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付
5 ・ 28	・ 審議 ・ 審査会から市長に対象文書の要請及び閲覧
7 ・ 2	・ 審議
7 ・ 30	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
9 ・ 3	・ 審議
10 ・ 8	・ 審議
11 ・ 19	・ 審議
12 ・ 10	・ 審議
1999 ・ 1 ・ 26	・ 答申

第7期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1998.2.1～2000.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小沼 進一	・青山学院大学法学部教授
小林 ひろみ	・文教大学国際学部教授
高井 巖	・(株)厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・上智大学文学部教授
長谷川 昇	・弁護士

(50音順)